

1. 件 名: 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所の核燃料物質使用変更許可申請に係る面談

2. 日 時: 令和6年2月6日(火)13時30分～15時30分

3. 場 所: 原子力規制庁 10階会議卓 ※テレビ会議により実施

#### 4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部 研究炉等審査部門

立元管理官補佐、本多主任安全審査官、水野係員、瀬尾係員

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

原子力科学研究所 臨界ホット試験技術部 ホット材料試験課 課長 他1名

保安管理部 品質保証課 技術副主幹

安全・核セキュリティ統括本部 安全管理部 施設保安管理課 主査

#### 5. 要 旨

(1) 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構(以下「原子力機構」という。)から、令和5年12月15日付けで申請があった、原子力科学研究所の核燃料物質使用変更許可申請に関して、提出資料に基づき主に以下の説明があった。

○廃棄物安全試験施設において、新たな試験を行うため核燃料物質の使用の方法を追加する。

○廃棄物安全試験施設において、使用を終了した小規模溶融固化体作成装置及び蒸発挙動試験装置を解体撤去する。

○高度環境分析研究棟において、核燃料物質の使用場所として試料保管室を追加し、形状観察、測定を行う。

○高度環境分析研究棟では、試料保管室等の使用場所は正圧管理されており、試料保管室等の使用場所を取り囲むように、負圧管理されたサービスエリアと呼ばれるエリアが配置され、閉じ込めを機能している。

(2) 原子力規制庁から、以下の点を指摘した。

○廃棄物安全試験施設において、解体撤去する小規模溶融固化体作製装置、蒸発挙動試験装置は、どのような目的、方法で使用していたのかを説明すること。

○廃棄物安全試験施設の保管廃棄施設は、小規模溶融固化体作成装置及び蒸発挙動試験装置を解体撤去した際に発生する固体廃棄物を保管廃棄するために必要な容量を有していることを説明すること。

(3)原子力機構から、指摘事項について了解し、対応する旨の回答があった。

6. 配布資料

- ・廃棄物安全試験施設の核燃料物質使用変更許可申請について
- ・高度環境分析研究棟の核燃料物質使用変更許可申請について

以上